

本田小学校PTA会則

第1章 名称

第1条 本会は本田小学校PTAと称し、事務局を本田小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の目的をめざして活動する。

1. 家庭、学校、社会における児童の福祉を増進する。
2. 父母と教師と協力して児童の教育環境をよくする。
3. 学校、地域、家庭との連携を密にし、児童の心身の健全な発達を図る。
4. 会員相互の教養を高め、民主教育の理解を深める。

第3章 活動方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は学校問題について研究討議するが、学校の管理及び教職員の人事に干渉しない。
2. 児童の福祉増進のために活動する他団体及び機関と協力する。
3. 特定の政党、宗派を支持することなく、また営利的な如何なる団体にも利用されない。

第4章 組織（会員）

第4条 本会の会員は、本田小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者及び本田小学校に勤務する校長及び教職員とする。

第5章 事業

第5条 本会は会則第2章第2条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

1. 民主主義教育の理解と会員相互の教育向上に関すること。
2. 児童の生活環境の整備に関すること。
3. 学校の教育環境の整備と保健衛生に関すること。
4. 会員相互の親睦融和に関すること。

第6章 役員

第6条 本会は次の役員を置く。

- 会長 1名（父母）
- 副会長 4名（父母）
- 書記 3名（父母2名、教員1名）
- 会計 2名（父母1名、教員1名）

第7章 役員の選任

第7条 役員の選任は、書記、及び会計の教員各1名を除いて、指名委員会の指名する候補者より選定し、委員総会において承認されるものとする。

第8条 役員のうち、書記、及び会計の教員各1名の選任においては、学校長に指名されるものとする。

第8章 役員の任務

第9条 役員の任務は次の通り。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
3. 書記は会議並びに役員会、実行委員会等の正確な記録を保管し、会合の通知を発する。
4. 会計は金銭の出納を司り、受領書並びに費用の正確な記録を保管し、必要に応じて公開する。

第9章 役員の任期

第10条 役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。但し再選を妨げない。また、補欠就任したものは、前任者の残り期間とする。

第10章 顧問

第11条 本会に顧問を置く。

第12条 顧問には、退任する会長、学校長、及び会長が必要と認めた者で実行委員会において承認を受けた者が就任する。

第13条 顧問は実行委員会に出席し、事業及びその運営について助言する。

第14条 顧問の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。但し重任を妨げない。また、会長が必要と認め、実行委員会で承認された者は、その承認された日から実行委員会で解任されるまでとする。

第11章 会計監査委員

第15条 本会に会計監査委員を置く。

第16条 会計監査委員は、2名をもって構成し、定期総会で会長が指名し承認を受ける。

第17条 会計監査委員は、会計監査にあたり、決算の監査結果については総会において報告する。

第18条 会計監査委員は、不正の事実が発覚した場合で、その報告をするため必要と認めた場合は、臨時実行委員会または臨時総会を招集することができる。

第19条 会計監査委員の任期は、定期総会で承認を受けてから翌年定期総会で決算承認を受けるまでとする。

第12章 専門委員長、専門副委員長

第20条 各専門委員会には、専門委員会ごとに専門委員長1名、専門副委員長1名を置く。

第21条 専門委員の校外生活指導委員長は、指名委員より指名され、委員総会において承認を受ける。その他の専門委員長は学年委員総会において互選され承認を受ける。

第22条 専門副委員長は、各専門委員会内で互選される。

第23条 専門委員長は各専門委員会を代表し、会務を総括する。また実行委員会に出席する。

第24条 専門副委員長は専門委員長を補佐し、専門委員長に事故があるときは職務を代行する。

第25条 専門委員長の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。また、専門副委員長にあっては選任されてから翌年3月31日までとする。

第13章 学年委員

第26条 各学年に学年委員を置く。但し、新1年生は除く。

第27条 学年委員は、各学年の会員の中で互選するものとする。

第28条 学年委員は、各専門委員会の委員として配属される。

第29条 学年委員の任期は、1子に対し1回とし、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第14章 会議

第30条 会議は総会、委員総会及び学年委員総会とする。

第31条 総会は会員をもって構成し、委員総会は役員、顧問、専門委員長、専門副委員長、委員会委員で構成する。また、学年委員総会は役員、顧問、専門委員長、学年委員で構成する。

第32条 会議は、会則第11章第18条の場合を除き会長が招集する。

第33条 会長は会則第15章第41条第3項及び会則第16章第45条第3項の場合、請求があった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

第34条 会議の招集にあたっては、会議の目的、その内容、開催日時、場所を明記した書面により各会議の構成員に対し、開催1週間前までに通知しなければならない。

第35条 会議の議長は、会長または、会長が指名する者があたる。但し、会則11章第18条に基づき行われる会議の議長は、出席構成員の中から選任される。

第36条 会議の成立は、全構成員の過半数の出席をもって成立する。

第37条 会議の議決は、出席構成員の過半数の同意を得て決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第38条 本会議にやむを得ない理由により出席できない構成員は、委任状を提出することにより、他の構成員を代理として表決を委任することができる。またこの場合、会則第14章第36条について出席とみなす。

第15章 総会

第39条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

第40条 定期総会は毎年4月に開催する。

第41条 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と求めた場合。
2. 実行委員会が必要と認めた場合。
3. 会員の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により、開催の請求があったとき。
4. 会計監査委員が会則第11章第18条に基づいて招集するとき。

第42条 総会の決議事項は次の通りとする。

1. 前年度事業報告、及び決算報告とその承認
2. 新役員、新専門委員長、新専門副委員長の紹介
3. 新年度事業計画及び予算案の審議及びその承認
4. 会計監査委員の承認
5. その他重要事項

第16章 委員総会

第43条 委員総会は、定期委員総会と臨時委員総会とする。

第44条 定期委員総会は毎年2月に開催する。

第45条 臨時委員総会は次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めた場合。
2. 実行委員会が必要と認めた場合。
3. 委員会委員の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により、開催の請求があったとき。

第46条 委員総会の決議事項は次の通りとする。

1. 事業中間報告及び中間決算報告とその承認
2. 新役員、新校外生活指導委員長の承認
3. その他重要事項

第17章 学年委員総会

第47条 学年委員総会は、毎年3月に開催する。

第48条 学年委員総会の決議事項は次の通りとする。

1. 学年委員の専門委員会配属
2. 委員会担当顧問役員の発表
3. 新専門委員長、新専門副委員長の選任
4. その他重要事項

第18章 委員会

第49条 本会は、会則第2章第2条及び第5条を受け、その目的達成のために必要な重要事項を研究、審議、実施するために、次の委員会を置く。

1. 実行委員会

- ① 実行委員会の構成員は、役員、専門委員長、顧問とする。
- ② 実行委員会の任務は次の通り。
 - I. 本会の運営にあたる。
 - II. 会議に提出すべき議題について審議処理する。
 - III. 行事などの具体的な計画について、審議、承認する。
 - IV. 専門委員会より上程された議案について、協議、審議し、承認する。

2. 専門委員会

- ① 専門委員会の構成員は、専門委員長、専門副委員長、校外生活指導委員及び学年委員とする。
- ② 専門委員会の任務は次の通り。
 - I. 行事などの研究、具体的な計画、審議、実施などを行う。
 - II. 役員会、または実行委員会より付託された事項について、研究、協議する。

3. 指名委員会

- ① 指名委員会の構成員は、別に定める地区の校外生活指導委員、専門委員長、次年度退任する役員、及び顧問とする。
- ② 指名委員会の任務は次の通り。
 - I. 新役員及び新校外生活指導委員長の指名を行い、委員総会でその承認を得る。

第19章 事業年度

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第20章 会計および会費

第51条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

第52条 本会の収入は、会費、寄付金、補助金、及び事業に伴う収入その他とする。

第53条 本会の会費は年額 3,000 円とし、事業年度ごとに4月に一括納付する。但し、9月末までの転入生による入会があった場合は 1,500 円を一括納付とする。10月以降の転入生に関して当年度は徴収しない。また、年度途中で転出等により退会した場合は、収めた会費について返金しないものとする。

第54条 会費の改定は総会により決定する。

第21章 会則の変更

第55条 本会則は総会において改正することができる。

第22章 雑則

第56条 本会の運営上必要な事項は、委員総会の決議を経て別に細則を定める。

第23章 附則

第57条 本会則は平成17年4月26日より施行する。

追記 平成18年4月28日一部改正。本会則は平成19年4月1日より施行する。

追記 令和5年12月12日一部改正。本会則は令和6年4月1日より施行する。

追記 令和6年11月18日一部改正。本会則は令和6年12月1日より施行する。